



平成 24 年 2 月 6 日

各 位

会 社 名 テ ラ ボ ウ
(寺 田 紡 績 株 式 会 社)
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 瀨 二 三 夫
(コー ド 3 1 2 8 大 証 第 2 部)
問 合 せ 先 管 理 部 長 川 崎 康 雄
(T E L 072-431-2424)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 6 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 24 年 3 月 29 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

本日平成 24 年 2 月 6 日付けにて締結の当社とユニチカ株式会社との株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づく株式交換の実施により、その効力発生日である平成 24 年 5 月 1 日以降の当社株主は完全親会社となるユニチカ株式会社のみとなる見込みです。この結果、多数の株主の存在を前提とする定時株主総会の議決権の基準日を予め定款に定めておく必要性が失われることから、現行定款第 13 条を削除するとともに、現行定款第 14 条以下の条数の繰上げを行うものであります。

なお、本定款変更は、当社臨時株主総会において、本株式交換契約が承認可決されることを条件として、平成 24 年 3 月 29 日に効力を生じるものといたします。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案の内容は次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(定時株主総会の基準日) 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。	< 削除 >
第 14 条 ~ < 条文省略 > 第 36 条	第 13 条 ~ < 現行どおり > 第 35 条

3. 日程

定款の一部変更のための臨時株主総会開催日 平成 24 年 3 月 29 日 (木曜日) (予定)
定款の一部変更の効力発生日 平成 24 年 3 月 29 日 (木曜日) (予定)

以 上